

学校安全 e - ラーニング
基礎研修 ③
テキスト資料

対象

教職員を目指す学生等

学習目標

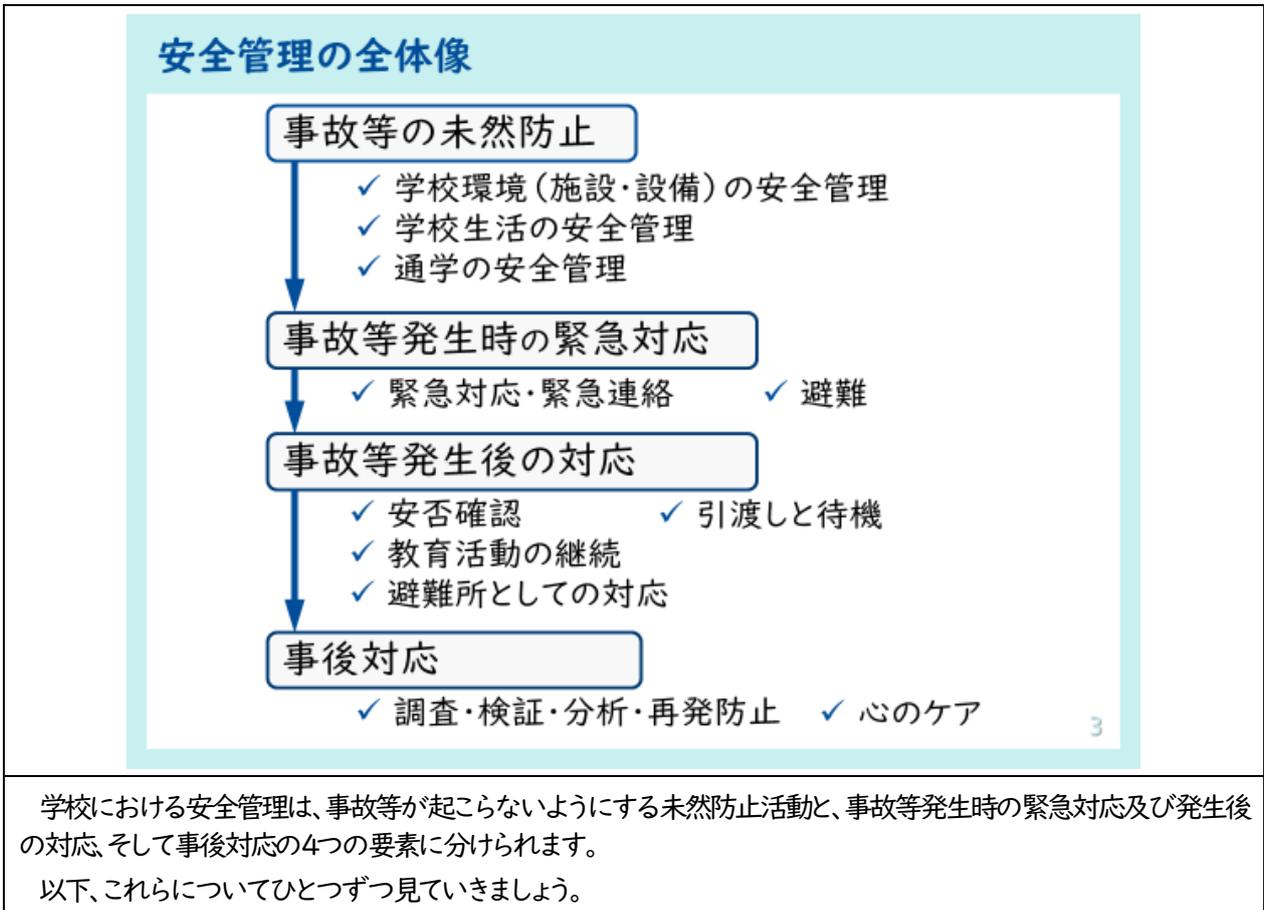
学校安全に関する基礎的知識を身に付けている

求められる資質・能力

- 安全管理の基礎を理解している
 - 安全管理の全体像を理解している
- 下記に関する基礎的な知識を身に付けている
 - 学校環境(施設・設備)の安全点検の概要、安全点検の種類
 - 学校生活の安全点検の目的、対象、方法
 - 通学の安全確保の目的、対象
 - 事故発生時の基本的な対応
 - 災害発生時の避難
 - 児童生徒等の生命・健康が最優先という基本原則
 - 発生後の対応・事後対応の概要
 - 組織活動(体制整備、家庭・地域・関係機関との連携)の概要

1. 学校における安全管理

1.1 安全管理の全体像

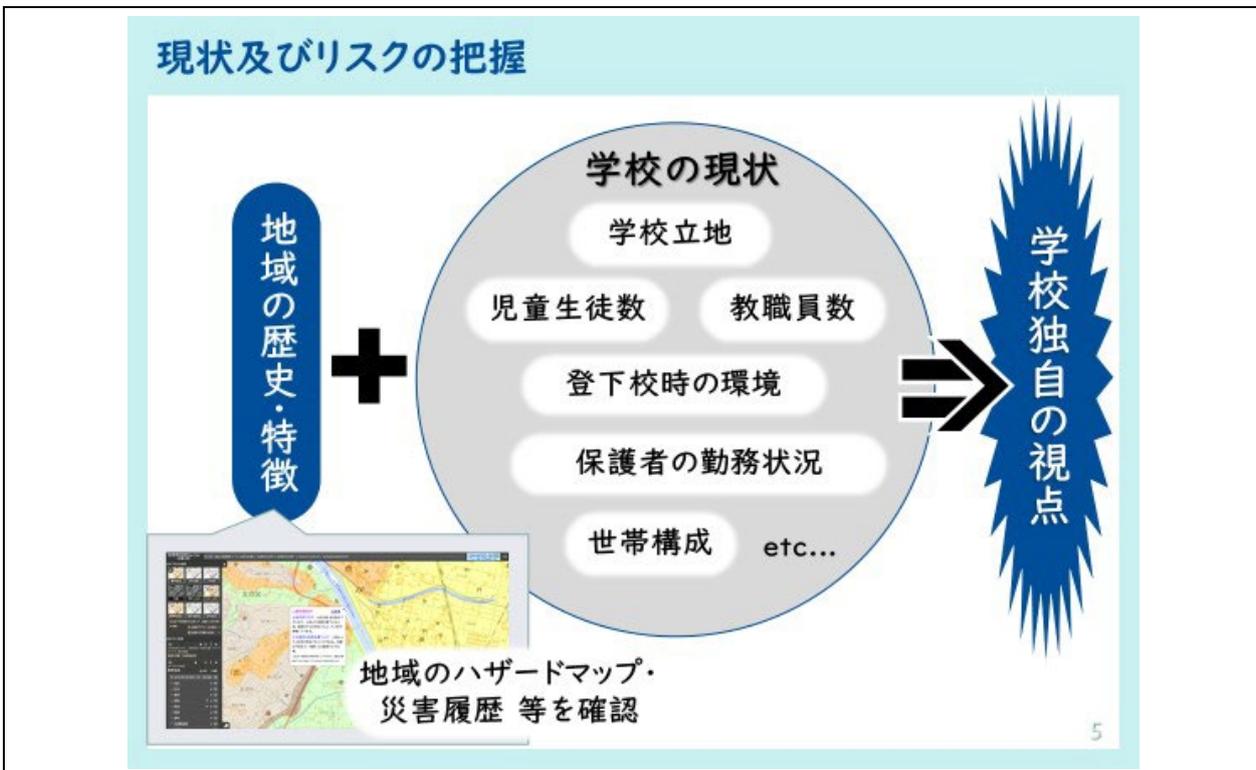


学校における安全管理は、事故等が起こらないようにする未然防止活動と、事故等発生時の緊急対応及び発生後の対応、そして事後対応の4つの要素に分けられます。

以下、これらについてひとつずつ見ていきましょう。

2. 事故等の未然防止

2.1 現状及びリスクの把握



事前の危機管理のためには、ハザードマップや災害履歴といった情報をもとに地域の歴史や特徴を確認し、学校や学区の状況を組み合わせて、学校独自の視点を持つことが重要です。

その視点にもとづき、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の分野について、学校で起こり得る危機事象を特定し、想定される事態を明確化した上で、校内の危機管理における体制を構築します。

参照 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 解説編 p.9~14 

◆ より詳しく学ぶために...

- 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて」中間報告(学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議 R4.6) 

学校施設における水害対策の基本的な考え方について、まとめられています。

- 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために(文部科学省 R2.3) 

風水害に対して、学校施設で点検、実施が望まれる措置等のポイントがまとめられています。

- ハザードマップポータルサイト～身のまわりの災害リスクを調べる～(国土交通省) 

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報や道路防災情報、土地の特徴を重ねて表示することのできる「重ねるハザードマップ」と、各市町村のハザードマップへのリンクが掲載されている「わがまちハザードマップ」の両方を閲覧することができます。

- 地理院地図(国土地理院) 

「地理院地図」では、過去から現在までの地形図や航空写真などのほか、地形分類等災害リスクの把握に役立つ情報を見ることができます。



2.2 学校環境（施設・設備）の安全管理

学校環境（施設・設備）の安全管理		
	時期	対象
定期点検	毎学期 1回以上	✓ 児童生徒等が使用する施設・設備 ✓ 防火、防災、防犯に関する設備など
	毎月1回など	✓ 児童生徒等が多く使用する校地、 運動場、教室、特別教室、廊下、昇 降口、ベランダ、階段、便所、手洗い 場、給食室、屋上など
臨時点検	必要があるとき ・学校行事の前後 ・災害時 ・近隣での犯罪発 生時 など	✓ 必要に応じて点検項目を設定
日常点検	毎授業日ごと	✓ 児童生徒等が最も多く活動を行う と思われる箇所について

事故等の未然防止のためには、学校の施設・設備などの安全点検を行い、事前に危険を発見するとともに、それら危険を取り除くなどの改善措置を行うことが必要です。このため、学校保健安全法施行規則では、消防法など、他の法令に基づくもののほかに、定期的、臨時的、日常的な安全点検を実施することが定められています。

定期点検としては、児童生徒等が通常使用する施設や設備、防火・防災・防犯に関する設備を対象に、毎学期1回以上行います。特に多く使用する箇所については、毎月1回など、学校の実状に応じた点検が望まれます。

また、学校行事の前後など必要があるときには臨時点検を、児童生徒等が最も多く活動を行う箇所については毎授業日ごとの日常点検を行うことも必要です。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.54~59  学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) p.10~13  学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) p.14,15  学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 解説編 p.15~19 
----	---

◆ もう少し詳しく学んでみよう!

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3)

巻末の別表や付録として、以下の情報が掲載されています。

- 学校環境の安全管理の対象と項目・・・別表 p.116~119 (PDF:945KB) 
- 安全点検表の例・・・付録 p.146~148 (PDF:858KB) 



◆ より詳しく学ぶために...

- 学校施設における事故防止の留意点について(文部科学省 H21.3) (PDF:4.5MB)  

第3章で教室や廊下等での事故防止の留意点が紹介されています。付録部分には留意点と対策の便利な索引が掲載されています。
- 学校における転落事故防止のために(文部科学省 H20.8) (PDF:1.0MB)  

転落事故防止のためポイントが、イラスト入りでわかりやすく簡潔に示されています。
- 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(文部科学省 改訂版 H27.3、追補版 H31.3)  

第4章に地震を想定した教室等の点検項目例が記載されています。
- 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために(文部科学省 R2.3) [再掲]  

風水害に対して、学校施設で点検、実施が望まれる措置等のポイントがまとめられています。
- 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(文部科学省 R2.3)  

学校施設の防災機能強化に取り組む学校や地方公共団体の事例がまとめられています。
- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(国土交通省 H26.6) (PDF:2.1MB)  

4章に、想定できる危険と対策例、安全点検のポイントやマニュアル例が紹介されています。
- なかよくあそぼうあんぜんに((社)日本公園施設業協会 R2.3) (PDF:10.0MB)  

遊具と遊び場での事故を減らすことを目的として、学校の先生や保育所の保育士などを含めて子どもを見守り指導する保護者のために、遊具の安全な利用方法などを取りまとめた冊子です。
- 学校における固定遊具による事故防止対策調査研究報告書 ((独)日本スポーツ振興センター H24.3)  

資料編第1章では遊具別の死亡・障害事故事例、第3編第2章では点検のポイントが紹介されています。
- 固定遊具の事故防止マニュアル～学校(園)における安全教育・安全管理のポイント～ ((独)日本スポーツ振興センター R3.3)  

第1編では、教材として活用できる『遊具の安全』ワークシートや、遊具別の点検のポイントが紹介されています。
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(内閣府・文部科学省・厚生労働省 H28.3) (PDF:340KB)  

参考例3(p.28～)及び参考例8(p.39～)に幼稚園、幼保連携型認定こども園における日常的な点検やチェックリストの参考例が記載されています。
- 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて」中間報告(学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議 R4.6) [再掲]  

学校施設における水害対策の基本的な考え方について、まとめられています。

2.3 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理

方法

- 1 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握
 - 自校についての状況把握
 - 国内外の学校事故の教訓
- 2 行動や場所の規制
 - 具体的・明確な規制
- 3 心身の健康状態の把握・安定や改善
- 4 安全教育との関連づけ
 - 危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成

14

学校生活の安全管理は、児童生徒等の行動によって生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止することを目的としています。管理の対象は、学校におけるすべての教育活動です。休み時間、各教科等の学習時間はもとより、クラブ活動・学校行事などの特別活動や、学校給食、清掃活動などの時間も含まれます。

学校生活の安全管理を行う上では、次のような方法をとることが必要です。

まず、事故の発生状況や原因、関連要因などを把握します。自校について把握するためには、運動や遊びなどの活動内容・活動場所について実態調査を行ったり、学級日誌や委員会活動・クラブ活動などの記録、健康観察や保健室来室状況等の記録、教職員による行動観察の情報を活用します。また、学校で発生した事故などから学ぶことも必要です。その際には、(独)日本スポーツ振興センターの事故統計や地域の事故事例等を活用します。

危険な行動、危険な場所の規制は、休み時間など、児童生徒等が自由に活動しやすい時間帯でも効果を発揮するよう、具体的で明確なものとしします。そのためには、教職員が共通に理解し、協力体制を確立して指導することが必要です。これにより、児童生徒等に規制の理由を理解させ、遵守を徹底させます。

児童生徒等の情緒の状態など、心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全に影響を与えます。このため心身の健康状態を把握し、その安定や改善に努めることが重要です。

学校生活の安全管理は、安全教育と関連づけて行うことが有効です。規制やルールについては、単に遵守させるだけでなく、児童生徒等に安全な行動の必要性や実践方法などを理解させ、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識を形成させるなど、安全教育に結び付けて実施します。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.59~63
	学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) p.10~13

◆ もう少し詳しく学んでみよう!

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) 別表 p.120,121 (PDF:945KB) [再掲]
 学校生活の安全管理の対象と項目が掲載されています。



◆ より詳しく学ぶために...

- 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応(文部科学省 H21.3)  
第二章に健康観察の方法やモデル的な健康観察表が掲載されています。
- 学校における転落事故防止のために(文部科学省 H20.8) (PDF:1.0MB)[再掲]  
屋上や窓等の転落事故が発生しやすい場所と対策のポイントが解説されています。
- 学校安全 Web (独) 日本スポーツ振興センター)  
 - 学校事件事例検索データベース
平成 17~令和2年度に災害共済給付の対象となった約8,400件の死亡・障害事例を検索できます。
 - 学校現場での取組
事故の未然防止の取組事例を全国 6 地域に分けて紹介しています。
 - 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」-体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点- 調査研究報告書
災害共済給付データに基づく「体育活動における頭頸部外傷の傾向」として、「頭頸部外傷に係る災害実地調査」及び「調査結果を踏まえた安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを中心に、ラグビー、柔道、野球、サッカー、水泳について掲載しています。
 - 学校の管理下の災害(毎年発行)
各年度に災害共済給付の対象となった学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点、学校の管理下の災害-基本統計-(負傷・疾病の概況)が掲載されています。

2.4 通学の安全管理

通学の安全管理

目的

- 児童生徒等の通学時における安全の確保
※地域社会（通学路を含む）の治安の確保の一般的な責務は当該地方公共団体

対象

- 通学路の設定と安全確保
- 通学手段に対応した安全管理



✓ 安全な通学路の設定
 ✓ 通学路による登下校の徹底

保護者・地域・関係機関と協力

✓ 定期的な通学路の点検
 ✓ 危険箇所・要注意箇所の周知・対策

交通
安全

生活
安全

災害
安全

✓ 交通手段の特性を考慮



35

通学路を含む地域社会の治安の確保の一般的な責務は当該地方公共団体が有するものですが、学校においても、保護者、地域、関係機関と協力し、児童生徒等の通学時における安全を確保することが求められます。

主な対象は、通学路と通学手段です。

通学路に関しては、安全な通学路を設定するとともに、通学路による登下校を徹底し、また保護者・地域や関係機関と協力して通学路の点検などを行います。

通学手段については、特に電車やバスなどの公共交通機関やスクールバスなどを用いる場合、それら交通手段の特性を考慮することも必要です。

また、交通安全だけでなく、誘拐など犯罪被害防止という生活安全の視点、地震や風水害など災害発生時の災害安全の観点からも対策を行います。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（H31.3）p.63～70  学校の危機管理マニュアル作成の手引（H30.2）p.10,11 
----	--

◆ もう少し詳しく学んでみよう!

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（H31.3）別表 p.122～124（PDF:1.1MB）[再掲]
 通学の安全管理の対象と項目が掲載されています。 



◆ より詳しく学ぶために...

○ 登下校防犯プランの概要(内閣官房 H29.6) (PDF:347KB) 

平成30年5月、新潟市で下校中の児童が殺害されるという事件を受けて、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」にて取りまとめられた対策です。このプランは、次の5項目を柱として、関係者の連携のもと、学校や地域の実情に応じた登下校時の防犯対策について取り組まれることとなっています。

1. 地域における連携の強化
2. 通学路の合同点検の徹底および環境の整備・改善
3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応
4. 多様な担い手による見守りの活性化
5. 子供の危険回避に関する対策の促進

○ 登下校防犯ポータルサイト(内閣府) 

「登下校防犯プラン」の全文ならびに上記5項目に関連する各種取組が紹介されており、例えば次のような情報へアクセスすることができます。

- 警察庁:「登下校時における子供見守り活動」・「ながら見守り活動」事例集
- 厚生労働省:放課後児童クラブ(児童館)への来所・帰宅時における安全点検リスト
- 国土交通省:「通学路における緊急合同点検等実施要領」

○ 登下校時における児童生徒等の安全確保について(依頼)(文部科学省 H30.7) 

通学路の合同点検フローチャート図、チェックリスト、着眼点を確認できます。

○ 登下校時の安全確保に関する取組事例集(文部科学省 H18.1) 

各学校等での児童生徒等の登下校時における安全確保に関する特色ある事例が紹介されています。なお、文部科学省のウェブサイトでの掲載が終了したため、上記リンクでは国立国会図書館が収集したウェブサイトが表示されます。

○ 「科学が支える子どもの被害防止」のサイト(予防犯罪学推進協議会) 

「聞き書きマップ」や「危険なできごとカルテ」など、子どもの被害防止の取組を支援するツールと、それらを使ってどのように取組を進めるかを説明した手引き書・マニュアルなどを公開しています。

○ 通学中の事故の現状と事故防止の留意点調査研究報告書
(独)日本スポーツ振興センター H26.3) 

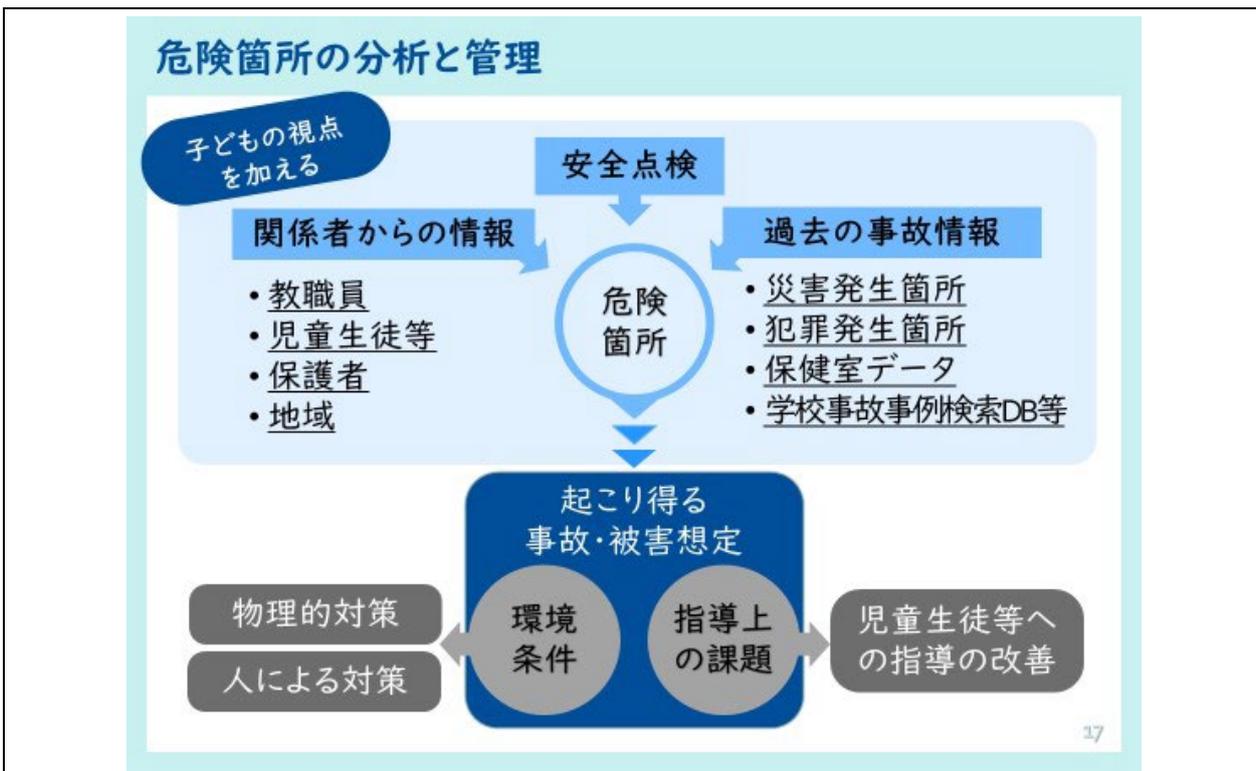
第3編第2章IIでは、通学に係る安全管理のポイントが解説されています。

○ やってみよう!登下校見守り活動ハンドブック(文部科学省 R3.3) 

見守り活動の手引きとして、注意事項、注意が必要な場所、活動における工夫などが掲載されています。



2.5 危険箇所の分析と管理



このように実施された安全点検結果のほか、教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報、過去の事故情報をもとに、危険箇所を特定して分析することが必要です。

児童生徒は、教職員よりも日常的な事故等に対して危険を感じる度合いが高いという調査結果もあり、危険箇所の特定の際には、子どもの視点を加えることも有効です。

実際にどのような事故や被害が発生するかを具体的に想定して、その要因となる環境条件や指導上の課題に対して、様々な対策や改善措置を講じます。

参照 | 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 解説編 p.18~19 

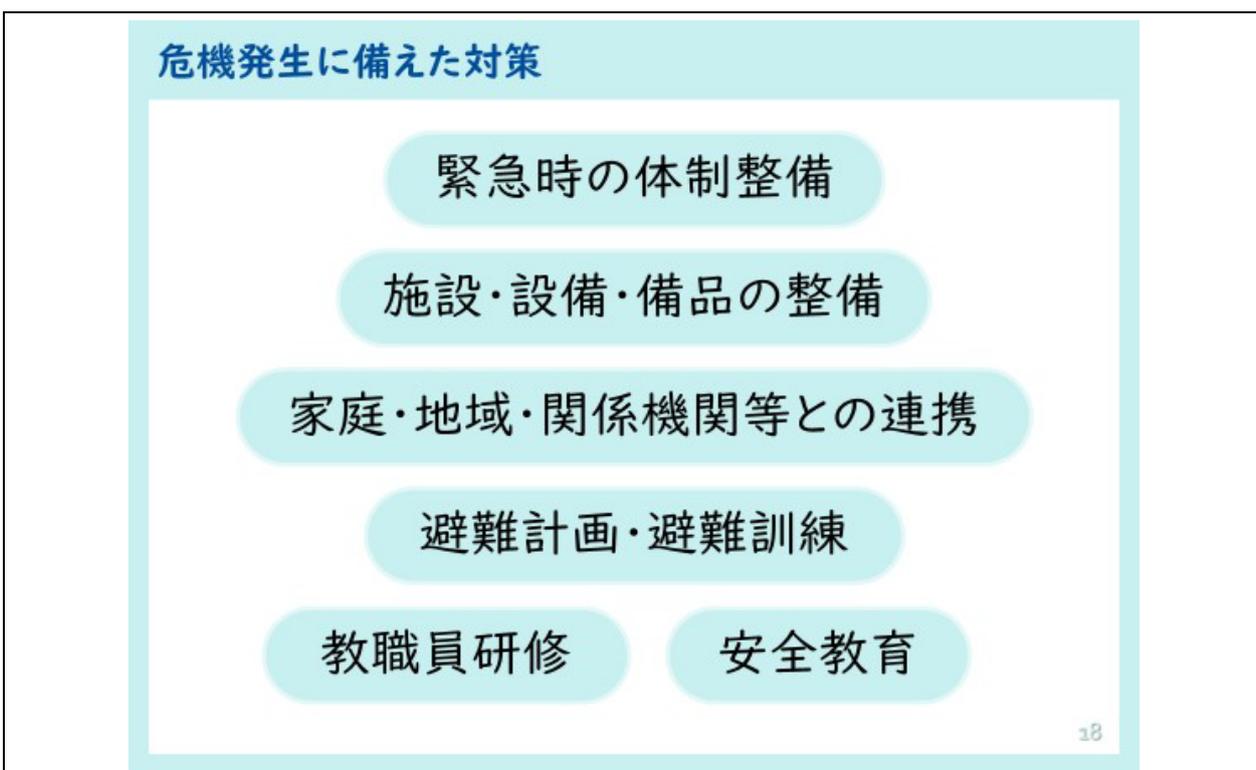
◆ より詳しく学ぶために...

- 学校事故事例検索データベース ((独)日本スポーツ振興センター) 

同センターが行っている災害共済給付業務において給付した障害・死亡事例の情報を閲覧することができます。事故等による死亡・障害の内容や、発生した校種、被災者の学年・性別のほか、発生した場面(教科別、特別活動、学校行事等)、競技種目、通学方法、発生場所や遊具の種類などで検索できますので、必要な情報を絞り込んでみると、どのような状況でどのような事故等が起こり得るのかを知ることができます。



2.6 危機発生に備えた対策



危機発生に備えた対策として、万が一、事故等が発生した場合の被害を最小限に抑えるために、「緊急時の体制整備」「施設・設備・備品の整備」「家庭・地域・関係機関等との連携」「避難計画・避難訓練」「教職員研修」「安全教育」といった、事前に行っておくべき準備があります。

参照 | 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 解説編 p.32～50

◆ より詳しく学ぶために...

- 災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 H26.3)

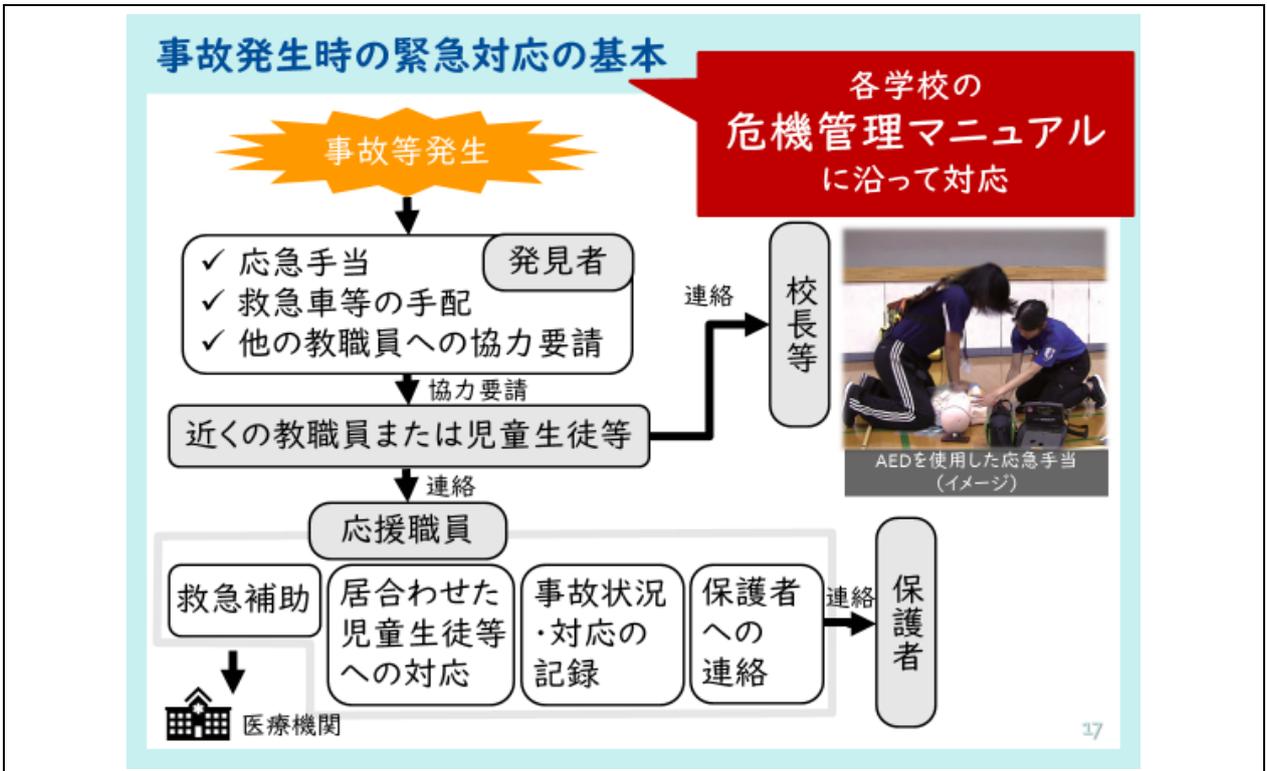
津波災害が想定される地域における学校施設の在り方や、地域の避難所となる学校施設の在り方について、基本的な考え方と具体的な計画上の留意点が分かりやすく記載されています。
- 避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材 (国土交通省水管理・国土保全局 R4.3)

浸水が想定される地域の学校が避難確保計画を作成する際に参考となる情報が掲載されています。
- 避難確保計画作成の解説資料(内閣府(防災担当) R3.5)

火山地域に立地し避難足進施設として位置づけられている学校が避難確保計画を作成する際に参考となる情報が掲載されています。

3. 事故発生時の対応

3.1 事故発生時の緊急対応の基本



事前の未然防止策を講じたにも関わらず、万が一、事故等が発生した場合は、各学校の危機管理マニュアルに沿って対応します。

一例として、校内で事故が発生した場合の一般的な対応手順を見てみましょう。

校内で事故が発生した場合には、原則として、その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて、救急車等の手配、養護教諭や他の教職員への協力要請を実施します。教職員間で役割を分担し、応急手当を直接行わない教職員は、救急隊員の誘導や必要な情報の伝達等の救急補助、その場に居合わせた他の児童生徒等の不安を軽減する対応、事故発生状況や対応のメモを作成する役割を担います。また、保護者への連絡を可能な限り早く行います。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.71～76  学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) p.18,19  学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) p.20,21  学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 解説編 p.51～52 
----	---

◆ より詳しく学ぶために...

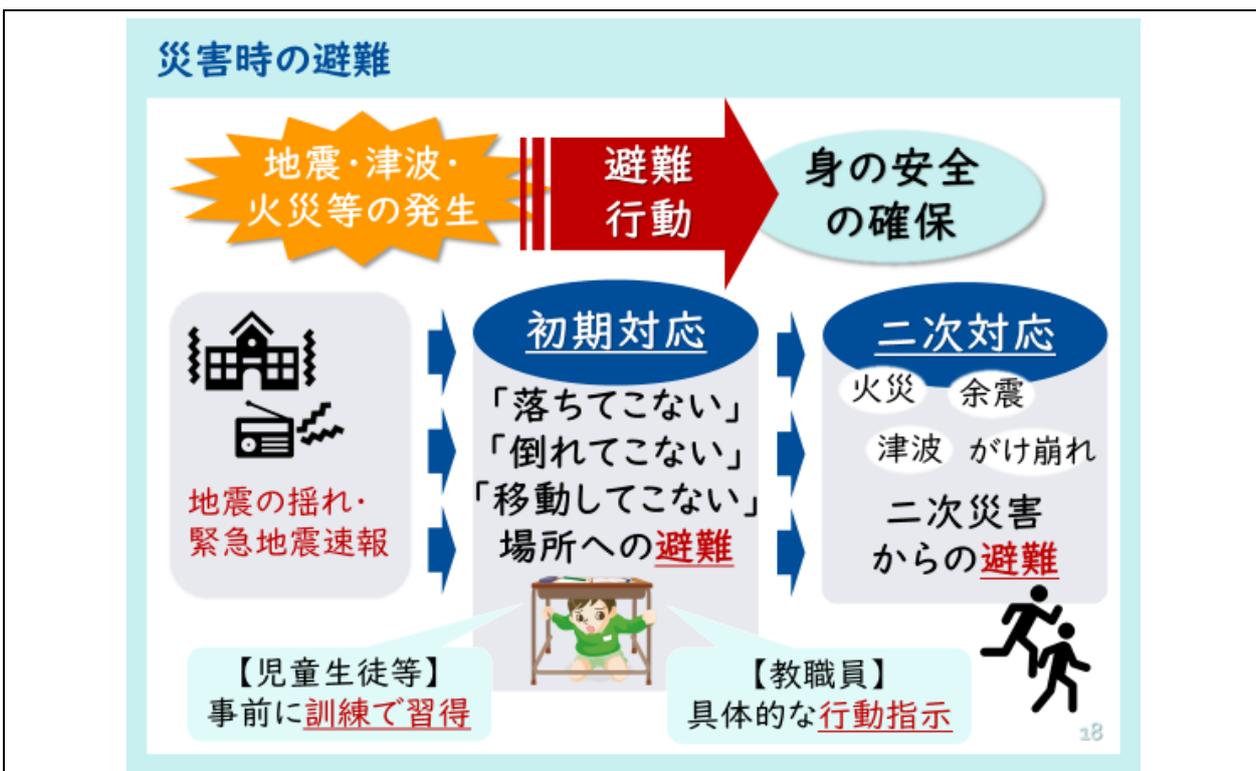
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン (内閣府 H28.3) (PDF:179KB) 

幼稚園等における事故発生時の対応については、上記のガイドラインを参照してください。

当該ガイドラインは平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が整備することとされている、事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生防止のための指針の参考として公表されたものです。様式例や参考資料等も掲載されています。



3.2 災害時の避難



また、地震や津波、火災などの災害が発生した場合には、速やかに避難行動をとることで、児童生徒等の身の安全を確保することが必要です。

例えば地震発生時には、地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を受信した時点で、まず初期対応として、ものが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難し、児童生徒等の身の安全を確保します。児童生徒等には、どのような場合にどのように行動したらよいか、あらかじめ訓練を通じて理解させ、身に付けさせることが必要です。また大きな地震の際には、恐怖心から動けなくなる児童生徒等もいるため、教職員は落ち着いて安全な場所を素早く判断し、具体的な行動を指示します。

揺れが収まった後は、次に発生する二次災害に備えた避難も必要です。二次災害としては、余震による建物等の倒壊や火災のほか、各学校の地域性によっては、津波、かけ崩れなども考えられます。それぞれの災害を想定して、あらかじめ安全な場所を避難先として定め、二次災害からの避難行動をとります。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.77,78  学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) p.41  学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) p.17,18,22  学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 解説編 p.63~67 
----	--

◆ より詳しく学ぶために...

- 地震がわかる! (文部科学省地震調査研究推進本部 R2.8) 

地震の仕組みや地震調査研究等をより深く理解できるように解説した防災担当者向けのパンフレットです。資料編にて緊急地震速報システムを活用した初期対応や、海岸近くの低い土地にいるときに地震が起きた場合の対応について確認することができます。

- もし地震が起きたら p.64
- 津波に対する心得 p.65



3.3 緊急対応の基本原則

緊急対応の基本原則

- 組織としては...
機動的に対応できるよう、
緊急対応・緊急連絡の
体制を整備
- 全ての職員は...
いざという時に迅速・適切な対応ができるよう、
日頃から「危機管理マニュアル」の内容を理解・
習得



危機管理マニュアル策定

想定外の事態

児童生徒等の生命と健康を最優先

39

このように事故等が発生した際に備えて、学校は、組織として機動的に対応できるよう、緊急対応や緊急連絡の体制を整備し、危機管理マニュアルとして定めています。

それぞれの教職員は、いざという時に迅速かつ適切な対応ができるよう、日頃から危機管理マニュアルに定められている対応手順などを十分に理解し、実践できる力を身に付けておくことが大切です。

また、事故・災害の状況によっては、マニュアルに想定されていない事態が生じることもあります。このため、教職員一人ひとりは、「児童生徒等の生命と健康を最優先する」という、緊急対応の基本原則を、常に意識しておくことが重要です。

参照 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.70,76,77 

◆ より詳しく学ぶために...

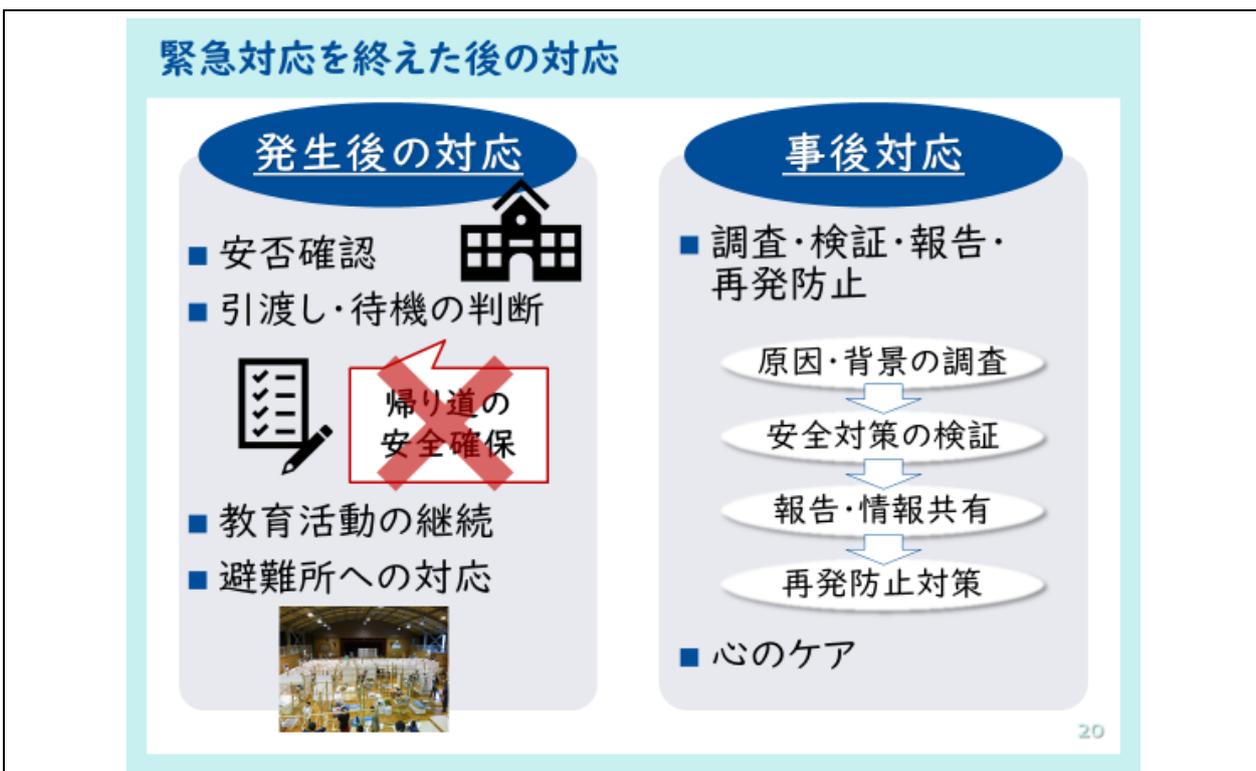
- 学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」 

「文科省作成資料・取組・事業」のページに、危機管理マニュアルを作成する際に参考となる以下の3つの資料が掲載されています。また、各都道府県の発行している「マニュアル作成の手引」等を、「都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧」で検索することもできます。



- 学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) (PDF:5.7MB) 
- 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) (PDF:2.1MB) 
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 

3.4 緊急対応を終えた後の対応



緊急対応の結果、事故や災害による危機がいったんおさまったり回避されたりした後も、その後の対応は続きます。

児童生徒等が校内にいる場合は、危機管理マニュアルに従って、児童生徒等の安否を確認します。次に児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、判断する必要があります。また、学校機能を早期回復させて教育活動を継続することも重要です。加えて、災害規模が大きな場合には、教職員が避難所の運営管理について、役割を担うことも考えられます。

さらに、事後対応としては、事故等の再発防止のための調査・検証や、心のケアへの対応も重要です。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.79~86  学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) p.50~55  学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) p.23~31 
----	--

◆ より詳しく学ぶために...

- 学校事故対応に関する指針(文部科学省 H28.3) (PDF:1.0MB) 

学校における事故の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校、学校の設置者が、適切な対応を図るために参考となる内容がまとめられています。(次ページ図参照)

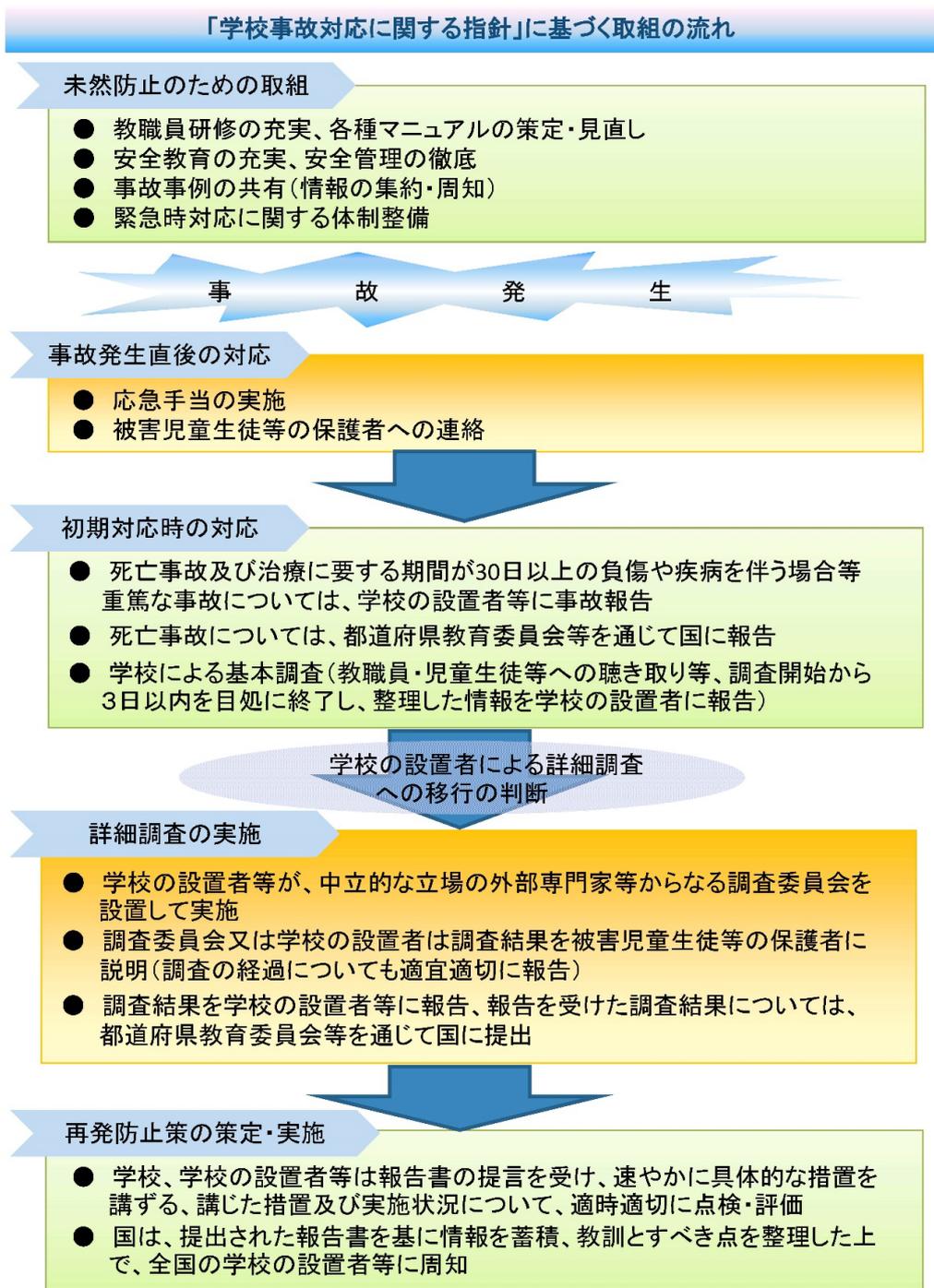

- 学校における子供の心のケア -サインを見逃さないために- (文部科学省 H26.3) (PDF:2.6MB) 

健康観察の必要性やポイント、心のケアの進め方等を具体的に示し、メンタルヘルスの基礎知識について解説しています。


- 非常災害時の子どもの心のケアに関する調査研究報告書(文部科学省 H25.7) 

東日本大震災に伴う子どもの心身の健康状態に関し、校長・学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・保護者それぞれの認識と心のケアの取組状況を調査した結果が紹介されています。





※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

学校事故対応に関する指針（文部科学省 H28.3）より

○ 学校危機への対応（直後）（中長期）（大阪教育大学） 

学校危機後の児童生徒に対して、直後や記念日にあたって教職員が取るべきケア、学級運営での留意点、学校再開時の注意点が記載されています。



4. 組織活動

4.1 学校安全に必要な組織活動



ここまで見てきた安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが重要です。

そのためには、学校において必要な体制を整備するとともに、家庭・地域・関係機関との連携を図ることが必要となります。

◆ もう少し学んでみよう!

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.109~114 (PDF:2.4MB)

「第5章 安全教育と安全管理における組織活動」として、学校安全のための組織活動について詳しく紹介しています。 



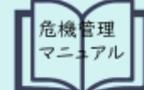
4.2 学校における体制整備

学校における体制整備

■ 全ての教職員が、それぞれ果たすべき役割を踏まえて、一体となって取り組む



校務分掌



危機管理
マニュアル

✓ 自分自身の役割を認識、
求められた役割を果たす



協力体制



✓ 報告・連絡・相談
✓ コミュニケーション

23

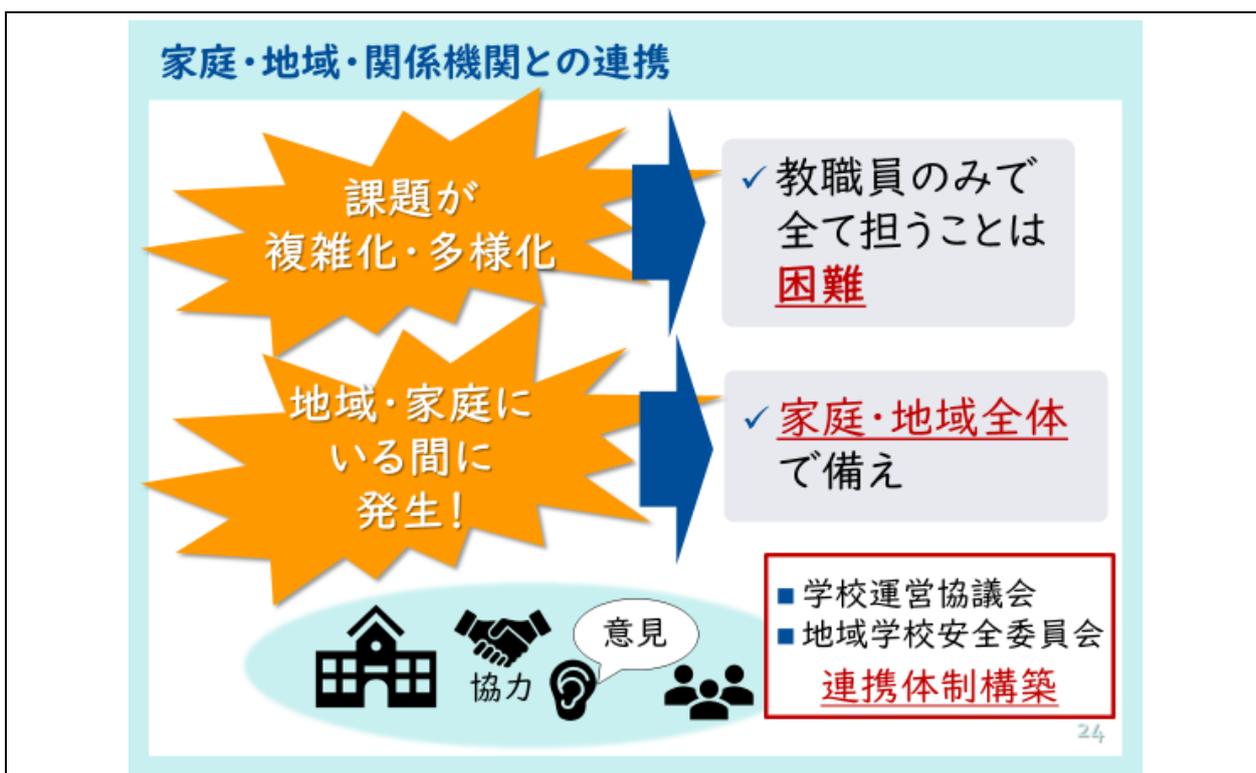
学校安全の活動は、管理職のリーダーシップの下、全ての教職員が果たすべき役割を踏まえて、一体となって取り組むことが必要です。

教職員一人ひとりは、校務分掌や危機管理マニュアルなどに定められた役割分担などに基づいて、自分自身の役割をしっかりと認識し、求められた役割を果たすように努めます。

また、安全管理・安全教育のいずれの活動も、管理職をはじめとする他の教職員との協力体制が不可欠です。日頃から、安全に関して気付いたことなどは積極的に報告・連絡・相談するなど、十分なコミュニケーションをとりつつ進めていきましょう。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.109～111  学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) p.6  学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) p.10 
----	---

4.3 家庭・地域・関係機関との連携



近年、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教職員のみでそれら全てを担うことは難しい状況となっています。また、事件・事故・災害などは、児童生徒等が学校にいる時間帯だけでなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高いため、日ごろから家庭や地域全体で備えをしておく必要があります。

このため、学校安全の活動を進めるうえでは、保護者や地域住民に協力を求めたり、意見を聞くことが大切です。各学校では、学校運営協議会制度を活用したり、地域学校安全委員会などを設置するなどして、保護者や地域住民、さらには関係機関との連携体制を構築して、学校安全を推進していきます。

参照	学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H31.3) p.111～114  学校の危機管理マニュアル作成の手引 (H30.2) p.6～9  学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (H24.3) p.5,11  学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン (R3.6) 解説編 p.40～42 
----	---

◆ 解説:コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは?

学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。平成16年に法制化され、平成29年に学校運営協議会の設置が努力義務化されました。学校がチームとして教育力・組織力を発揮するとともに、学校と地域が適切に役割分担をしながら、それぞれが主体的に取組を進めることで、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現が可能になります。

◆ より詳しく学ぶために...

- 地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集～学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に～(文部科学省 H23.3) 

防犯の専門家等がスクールガードリーダーとなって指導・評価しながら進める「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を通じて推進された取組の具体例が紹介されています。



URL 一覧（令和 4 年 12 月 10 日時点）

共通参照資料

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（H31.3）
 - 第 1 章 総説
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_03.pdf
 - 第 2 章 学校における安全教育
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_04.pdf
 - 第 3 章 学校における安全管理
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_05.pdf
 - 第 4 章 事故等発生時における心のケア
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_06.pdf
 - 第 5 章 安全教育と安全管理における組織活動
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_07.pdf
 - 別表 安全管理の対象、項目等
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_08.pdf
 - 付録 学校安全計画例
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_09.pdf
 - 付録 安全に関する指導の内容例
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_10.pdf
 - 付録 安全点検表の一例
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_11.pdf
 - 付録 学校保健安全法（別表・付録全体）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_02.pdf
 - 付録 幼稚園教育要領、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領（抄）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_13.pdf
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省 H30.2）
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/aratanakikijisyoudall.pdf>
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省 H24.3）
<https://anzenyouiku.mext.go.jp/mextshiryoudata/saigai02.pdf>
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（文部科学省 R3.6）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

2. 事故等の未然防止

- 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進に向けて」中間報告（学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議 R4.6）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00001.html
- 台風等の風水害に対する学校施設の安全のために（文部科学省 R2.3）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html
- ハザードマップポータルサイト～身のまわりの災害リスクを調べる～（国土交通省）
<http://disaportal.gsi.go.jp/>

- 地理院地図(国土地理院)
<https://maps.gsi.go.jp/>
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)別表 安全管理の対象、項目等
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_08.pdf
- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)付録 安全点検表の一例
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_11.pdf
- 学校施設における事故防止の留意点について(文部科学省 H21.3)
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryuu/data/daijinkanbou/jikoboushihoukoku-zentai.pdf>
- 学校における転落事故防止のために(文部科学省 H20.8)
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryuu/data/seikatsu02.pdf>
- 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(文部科学省 改訂版 H27.3、追補版 H31.3)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
- 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(文部科学省 R2.3)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html
- 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)(国土交通省 H26.6)
<https://www.mlit.go.jp/common/000022126.pdf>
- なかよくあそぼうあんぜんに((社)日本公園施設業協会 R2.3)
<https://www.jpfa.or.jp/0ed71300de6f7d4dcf12ab28e2dcf5743cbb1b9c.pdf>
- 学校における固定遊具による事故防止対策調査研究報告書((独)日本スポーツ振興センター H24.3)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1483/Default.aspx
- 固定遊具の事故防止マニュアル～学校(園)における安全教育・安全管理のポイント～((独)日本スポーツ振興センター R3.3)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1962/Default.aspx
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(内閣府・文部科学省・厚生労働省 H28.3)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf
- 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(文部科学省 R2.3)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/mext_00484.html
- 教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応(文部科学省 H21.3)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1260335.htm
- 学校安全 Web ((独)日本スポーツ振興センター)
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/102/Default.aspx>
- 登下校防犯プランの概要(内閣官房 H29.6)
https://www8.cao.go.jp/youth/bouhan/pdf/h30_gaiyou.pdf
- 登下校防犯プランポータルサイト(内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/youth/bouhan/index.html>
- 登下校時における児童生徒等の安全確保について(依頼)(文部科学省 H30.7)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1407174.htm
- 登下校時の安全確保に関する取組事例集(文部科学省 H18.1)
http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05120900/007.htm
※ 文部科学省のウェブサイトでの掲載が終了したため、国立国会図書館が収集したウェブサイトが表示されます。
- 「科学が支える子どもの被害防止」のサイト(予犯罪学推進協議会)

<http://www.skre.jp/nc2/>

- 通学中の事故の現状と事故防止の留意点調査研究報告書(独)日本スポーツ振興センター H26.3)
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/1730/Default.aspx>
- やってみよう!登下校見守り活動ハンドブック(文部科学省 R3.3)
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/tougekoumimamori/index.html>
- 学校事故事例検索データベース((独)日本スポーツ振興センター)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx
- 災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 H26.3)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1344800.htm
- 避難確保計画の作成・活用の手引き・e ラーニング教材(国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室 R2.6)
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#hinan_tebiki
- 避難確保計画作成の解説資料(内閣府(防災担当) R3.5)
<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/kakuhoikeikaku/index.html>

3. 事故発生時の対応

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(内閣府 H28.3)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline3.pdf
- 地震がわかる!(文部科学省地震調査研究推進本部 H29.12)
https://www.jishin.go.jp/main/pamphlet/wakaru_shiryu2/wakaru_shiryu2.pdf
- 学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引(文部科学省 H30.2)
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryu/data/aratanakijisyou_all.pdf
- 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(文部科学省 H24.3)
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryu/data/saigai02.pdf>
- 学校事故対応に関する指針(文部科学省 H28.3)
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryu/data/jikotaiou_all.pdf
- 学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー(文部科学省 H26.3)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2014/05/23/1347830_01.pdf
- 非常災害時の子どもの心のケアに関する調査研究報告書(文部科学省 H25.7)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1337762.htm

4. 組織活動

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)第5章 安全教育と安全管理における組織活動
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_07.pdf
- 地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集～学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に～(文部科学省 H23.3)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323153.htm

学校安全に関する教職員の資質・能力の向上のための調査研究事業
教職員のための学校安全 e-ラーニング
基礎研修③ テキスト資料

発行年月 令和4年12月
著作権所有 文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111

※本資料の内容を引用・転載する際には、出典を記載してください。